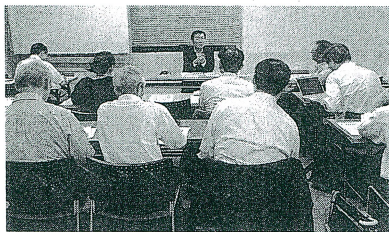


# 「経営者保証」解除徐々に

## 中小借り入れ時個人連帯

中小企業が金融機関から借り入れする際、経営者個人が連帯保証する「経営者保証」。この保証を外せる目安を示した「経営者保証に関するガイドライン」が適用されてから半年余りが経過した。解除すれば事業承継がしやすくなるなどメリットがある一方、越えなければならぬハードルも多い。金融機関との交渉を経て解除に至った中小の動きを追った。



東京中小企業家同友会は7月にガイドラインの勉強会を開いた(東京都千代田区)

「次女に会社を継がせ、ムなどを手掛ける等原商店(東京・練馬)の笠原康博社長は今年3月、本

▼経営者保証に関するガイドライン。企業の新陳代謝を促すという政府方針を受け、中小企業経営者の個人保証について定めた指針。全国銀行協会と日本商工会議所などが強制力のない自主ルとして策定し、今年2月から適用された。

社ビル建設時の借り入れ残金1億5000万円の保証を外そうと金融機関と交渉を始めた。自分が

20年以上前、多額の債務保証とともに会社を継ぎ、同じ負担を背負わせたくなかったからだ。

めないので外せない」の一点張り。別の借金との交渉に切り替えた。

等原社長は自宅として使う本社ビルの家賃を払っており、役員賞与と株式配当も受け取っていない

## 公私の資産分離など条件 事業承継壁低く

### 経営者保証を外すポイント

ガイドライン項目	具体例
経営者保証	本社・工場・営業車などは会社所有 会社から経営者への貸し付けは行わない
資産分離	個人としての飲食代などは経費処理しない
財務基盤の強化	業績は堅調で十分な利益と内部留保
	業績は不調だが、内部留保で全額返済ができる
経営の透明性	好業績で今後も返済しうる利益を確保できる
	資産・負債明細など各勘定明細の提出 試算表・資金繰り表などの定期的な報告

い。経営者と会社の資産分離を求めるガイドラインの条件を十分満たしていることを強調した。本社ビルなどを担保としたこともあり、6月にこの借金から保証なしでの借り入れに成功した。信金幹部からは後日、「長く事業を続け経営が安定しているのも決め手になった」と説明された。

「それなら借りなくていい」。運輸管理システム開発のタイガー(東京・千代田)の竹添幸男社長は、運転資金2000万円の借り換えで、保証外しを巡って信金と激しくぶつかった。信金がついてきた。信金が「金利を上げてもいいなら」と条件を付けてきた

## 「保証外せた」4% 東京中小同友会調べ

経営者保証のガイドラインは2月に適用されたが、保証解除の広がりはまだ限定的だ。東京中小企業家同友会の5月時点の調査では、保証を外せたのは回答企業301社のうち4%の12社。九州・沖縄ブロックの各同友

は保証を外せないかもしれない。金融機関のチェックの目がさらに厳しくなるだろ」と気を引き締める。

「長年の取引があったからだと思う」と話すのは木型メーカーのミナロ(横浜市)の緑川賢司社長だ。5月、信金から保証なしで運転資金の500万円を借り入れることができた。一方で地銀では今の条件では厳しいと言われた。地銀よりも信金との取引期間が長く、これまでの返済状況がよいため、緑川社長は「倒産の際の保証がなくなるので、積極的ではない金融機関もある」と話す。

中野)は法人の融資先が約1万1000社に上るが、4月からの3カ月間で新たに保証なしで融資したのは46社。同信金の落合貴司理事長は「現状では保証を解除できる中小は少ない。条件となる経営者と会社の資産を分けることなどは中小にとって難しい」と話す。

「ガイドラインの内容を知らない」という企業も

も多い。東京中小企業家同友会の調査でも「知らない」と回答した企業は31.6%に上り、同会の三宅一男代表理事は「全国的な認知度はまだ低いと思う。行政や業界団体だけでもなく、金融機関側ももっと融資先に告知する必要があるのではないか」と指摘する。